

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在している。

海外にいるために所在確認や所得の把握が難しく、日本国内に家族がいる場合と比べて扶養親族として確認が不十分、あるいは実態としては不可能にも関わらず認定がなされているという現状がある。多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険料（税）や介護保険料、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えている。

国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じている。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねない。

外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねない。さらに、非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けられることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられている。

よって、本市議会は国に対し、国外扶養親族の原則禁止など、外国人の扶養控除制度の抜本的な見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

貝塚市議会